

教育資金に見る早期世代間資産移転とリバース・モーゲージ

小島 俊郎

■ 要 約 ■

1. 我が国の大学・短大進学率は 1992 年に 38.9%だったが、2014 年には 56.7%と、高専、専門学校を加えた高等教育機関への進学率は 80.0%と非常に高い率となっている。学費が高止まりする中、家庭からの学生への仕送りが減少し、それを補うべく学生のうち 2 人に 1 人が奨学金を利用している。
2. 政府は、高齢者に偏在する金融資産を早期に若い世代へ移転させることを意図して、教育資金の一括贈与の非課税制度等を創設・拡充しているが、高齢者世帯の中にも格差があり、約 1/3 の世帯が 2,500 万円以上の貯蓄額を保有している一方で、約 1/3 の世帯は貯蓄残高が 1,000 万円以下しか保有していない。
3. 高齢者世帯の資産構成を見ると金融資産より住宅・宅地資産の方が多い。住宅・宅地資産の多くは相続によって次世代へと受け継がれていくが、相続の高齢化により孫に教育資金が必要なときに資産が移転されなくなっている。
4. 孫が教育資金を必要としているときに、住宅・宅地資産をリバース・モーゲージにより金融資産に転嫁することが考えられる。また、実際のリバース・モーゲージの利用が少なくともラスト・リゾートの制度として普及すれば、将来の不安に対する備えのための貯蓄が減少することから、早期世代間資産移転や消費増によって経済の拡大に寄与すると考える。

I はじめに

2014 年 12 月 30 日に自民党・公明党は「2015 年度税制改正大綱」を決定し、政府は 2015 年 1 月 14 日に同大綱を閣議決定した。同大綱では親や祖父母が子や孫に結婚・子育て資金を一括贈与した際に最大で 1,000 万円まで贈与税が非課税となる制度（以下、「結婚・子育て資金贈与非課税制度」）が創設され、親や祖父母から子や孫が住宅購入資金の贈与を受けた場合の非課税枠が現行の 1,000 万円から最大 3,000 万円に拡大され、適用期間も 2019 年 6 月 30 日まで延長されることとなった。また、2013 年度に導入された教育資金の一括贈与の非課税制度（以下、「教育資金贈与非課税制度」）の適用期限が当初

2015年12月31日までとされていたが2019年3月31日まで延長されることになった¹。

こうした非課税制度は2015年から相続税を引き上げる内容を含む2013年の「所得税法等の一部を改正する法律」の附則において「贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産または教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること」とされており、これを受けて教育資金贈与非課税制度が2013年度から、結婚・子育て資金贈与非課税制度が2015年度から創設されたものと見られる。

これらの制度創設・拡充の流れを見ると、政府は相続税を重くする一方で、高齢者が持つ金融資産を早期に子・孫世代へ移転することに重点を置いていると考えられる。本稿では教育資金の現状を分析した上で、こうした高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転（以下、「早期世代間資産移転」）の必要性を確認し、リバース・モーゲージが早期世代間資産移転の促進に与える可能性を検討する。

Ⅱ 高まる進学率、減る親の仕送り

1. 高まる進学率、減る親の仕送り

文部科学省の「2014年度学校基本調査（速報）」によると、我が国の大学・短大進学率は1992年に38.9%だったが、2014年には56.7%と2人に1人が大学・短大に進学している。これに高専、専門学校を加えると高等教育機関への進学率は80.0%と非常に高い率となっている。

大学に進学するとどれ位の費用がかかるのであろうか。最も安い国立大学で4年間に2,425千円、私立になると文系で3,857千円、理系で5,187千円となり、これが私立医歯系となると22,805千円に跳ね上がってくる（図表1）。高校まではほとんどの子供が自宅か

図表1 大学入学から卒業までの学費

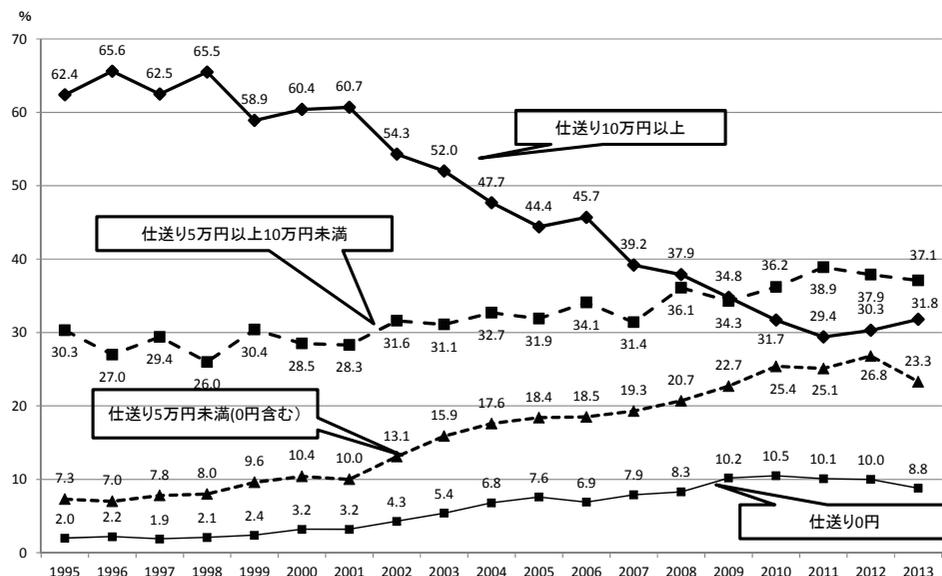
	入学料	授業料	施設設備費	初年度合計	2年目以降毎年	合計
国立大学 ^(注1)	282千円	536千円	^(注4)	818千円	536千円	2,425千円
公立大学 ^(注2)	398千円	536千円	^(注4)	934千円	536千円	2,541千円
私立大文系 ^(注3)	247千円	742千円	160千円	1,149千円	902千円	3,857千円
私立大理系 ^(注3)	266千円	1,043千円	187千円	1,496千円	1,230千円	5,187千円
私立大医歯系 ^(注3)	1,036千円	2,765千円	864千円	4,665千円	3,628千円	22,805千円

- (注) 1. 文部科学省令による標準額。国立大学の法人化により、国立大学の学費にも大学間で差が出ている。
 2. 入学料は地域外入学者の平均（地域内入学者の平均は232千円）。
 3. 私立大学昼間部の平均。
 4. 施設費、実習費、諸会費などを徴収される場合がある。

(出所) 文部科学省「学生納付金調査（2013年度）」、「私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均調査（2013年度）」より野村資本市場研究所作成

¹ 教育資金贈与非課税制度の2015年の改正内容の詳細については、宮本佐知子、荒井友里恵「個人金融資産動向：2014年からの潮流」『野村資本市場クォーターリー』2015年冬号を参照。

図表 2 下宿生の仕送り金額の推移



(注) 未回答があるため、各年の合計は100%にならない。
 (出所) 全国学生生活協同組合連合会「第49回学生生活実態調査」より野村資本市場研究所作成

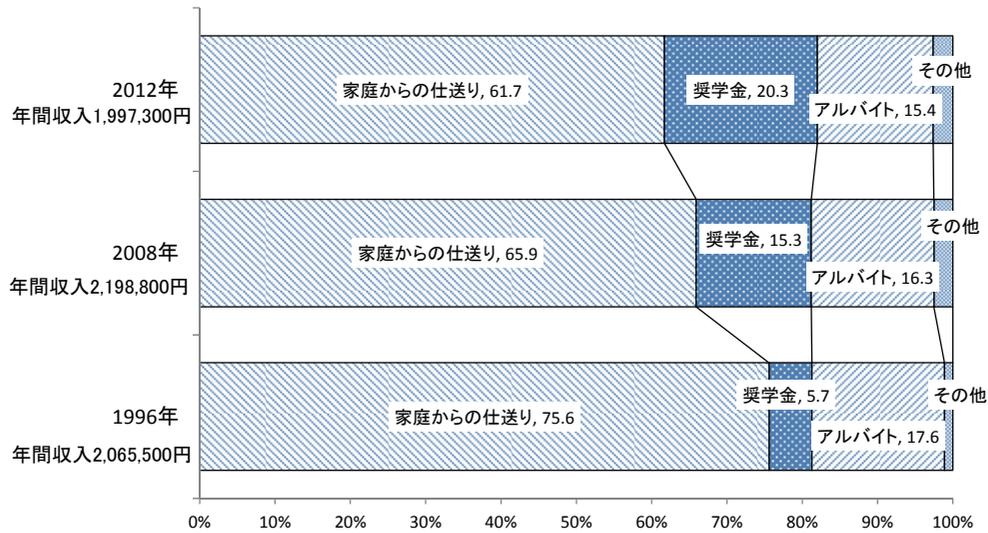
ら通学するが、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「学生支援機構」）の「2014年度学生生活調査（以下、「学生生活調査」）」によると大学の場合には約43%が親元を離れ下宿等から通学しているため、場合によってはこうした追加の費用負担が発生する。自宅から通う学生に比べると、下宿している学生は年間約60万円程度の費用がさらに必要になるという。

一方で、親の仕送りはどうなっているのだろうか。図表2は全国学生生活協同組合連合会「第49回学生生活実態調査」による下宿生の仕送り金額の推移を表したもののだが、1995年度には月額10万円以上の仕送りを受けている学生の割合は62.4%あったが、2013年度には31.8%にまで減少している。5万円未満の割合が増加傾向にあり、2013年度には若干低くなったが23.3%と1995年に比べて約3.2倍となっている。

2. 奨学金の利用状況

学生生活調査によると、学生の収入総額は1996年度2,065,500円、2012年度1,997,300円であり、若干減少しているがそう大きな変化は見られない。一方、家庭からの仕送りは1996年度の75.6%（約156万円）から2012年度には61.7%（約123万円）と約30万円減少している。一方、奨学金が占める割合は、1996年度の5.7%（約11.8万円）から2012年度の20.3%（約40.5万円）に急増している（図表3）。学生生活調査によると、奨学金（公的奨学金制度+民間奨学金制度）を受給している大学生は1996年21.2%だったが、2012年には52.5%にまで上昇している。収入状況にある奨学金40.5万円は全学生の平均

図表3 学生の収入状況



(出所) 独立行政法人日本学生支援機構「学生生活調査 (2012年度)」より野村資本市場研究所作成

と考えられるので、利用率が約 50%とすれば実際に奨学金を受けている人がもらっている金額は倍の約 80 万円と考えられる。

筆者の知るファイナンシャルプランナーは「子供の教育資金は子供が生まれたときから何時、幾ら位必要かがわかる資金であり、長期かつ計画的に準備できる資金である。それを準備するのは親の責任だ。」と述べている。バブル崩壊やリーマンショックという環境変化があった分を考慮する必要があるが、子供の教育資金を準備できない親が増加していることに奨学金利用増加の一因があると考えられる。

3. 奨学金の概要

我が国の場合、奨学金のほとんどが「貸与型」である。代表的な奨学金である学生生活機構の場合、無利子の第一種奨学金と有利子の第二種奨学金の 2 種類があり、4 年生大学の場合、第一種で月額 3 万円から 6.4 万円、第二種で月額 3 万円から 12 万円までの金額を借りることになる。金利が 3%の場合、毎月 5 万円借り入れを行ったとすると 4 年間 (48 月) で元金は合計 240 万円、利息を含める債務合計で約 300 万円となり、それを毎月約 1.7 万円ずつ、最長 15 年 (180 回) かけて返済することになる。22 歳で卒業して約定通り返済をしていくとすると、37 歳まで負債を抱えていくことになる。毎月一定額を返済する元利均等償還の場合、当初は利息が多く返済元金が少なく、返済が進むにつれて返済額に含まれる返済元金の割合が増える仕組みとなっている。言い換えると、借入残高の減少は当初緩やかで返済が進むにつれて残高の減り方が増えていく形となる。15 年の償還の場合、元金が半分になるのは約 8.3 年後のため、30 歳を過ぎた時点では借入金はまだ

だ半分以上残っている計算となる。

奨学金利用の増加に伴って、返済できない人の人数も増加している。2004年度末における奨学金の延滞額は、507億円、延滞者数24.9万人だったが、2013年度末には延滞額は957億円、延滞者数は33.4万人と大きく増加している²。一般的に、奨学金を延滞する人が増えている理由として、学費の高騰で借入額が多くなっていることや安定した仕事に就けない人が増えていることがあるといわれている。延滞者が増加していることも、政府が世代間資産移転を早めようとする要因となっていると考えられる。

Ⅲ 高齢者に偏在する資産

1. 教育資金の贈与に対する非課税制度

前述のとおり、教育資金贈与非課税制度が、2013年4月に創設された。概要は、①受贈者とされる子・孫は30歳未満、②教育資金とは、学校等に支払われる入学金やその他の金銭及び学校等以外に支払われる金銭のうち一定のもの、③教育資金は信託口座に入金され、払い出した金銭は教育資金の支払いに充当したことを証する書類を金融機関に提出すること、④非課税枠は、受贈者1人につき1,500万円（学校等以外のものに支払われる金銭は500万円が限度）で2013年4月1日から2019年3月31日³までの時限的な制度である。信託協会の資料によると、2014年9月末で受託契約数89,095件、信託財産設定合計額は6,048億円となっている。あまり知られていないが、教育資金については、扶養義務者⁴間で、その都度、必要な範囲内で贈与されるものは贈与税が非課税となっている。例えば、入学金や毎年の授業料の資金を必要とされる時期に祖父母が贈与する場合、贈与税はかからない。にもかかわらず、この制度が創設されたのは、相続税を増税する一方で早期に世代間資産移転を図ろうという政府の意図があるためと考えられる。

2. 高齢者世帯の金融資産保有状況

これらの非課税制度の背景にあるのは、高齢者世代とそれ以外の世代との間に資産の偏在が生じていることがあげられる。総務省「消費実態調査（2009年）」（以下、「消費実態調査」）によれば、二人以上世帯の1世帯あたりの家計資産を世帯主の年齢階級別に見ると、30歳未満が854万円、70歳以上が5,024万円となっており、約6倍の開きがある。こうした偏在する高齢者の資産を子や孫の住宅や教育、結婚などに早く活用しようとするのが、贈与の非課税制度であると考えられる。

しかし、全ての高齢者が資産に余裕があるわけではなく、高齢者世代の中でも当然に資

² 延滞額で見た延滞率は救済措置や回収率向上に向けた取組みなどにより2004年度末の22.1%から2013年度末の17.2%へと低下しているが、それでも約6人に1人が延滞しており、水準自体は高いと言わざるを得ない。

³ 2015年度税制改正により延長された後の期限。

⁴ 民法は877条第1項において「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。」と定めている。

産保有に格差がある。総務省「家計調査（2013年）」によると60歳以上の高齢者世帯の約1/4は3,000万円以上の貯蓄残高を有している。貯蓄残高の平均値は2,384万円、中央値は1,578万円となっている。平均値が中央値と大きく乖離しているのは少数の高額金融資産保有者が全体の平均値を上方に引き上げているためであり、約1/3の世帯が2,500万円以上の貯蓄額を保有している一方で、約1/3の世帯は貯蓄残高が1,000万円以下しか保有していない。

どのくらいの金融資産があれば資産贈与が行われるのであろうか。2014年12月11日にアットホーム株式会社が発表した「住宅購入時の『親の資金贈与』実態調査」によると、住宅資金を贈与した親の平均月収は35.3万円、生活費平均は26万円、住宅贈与の平均金額は564万円となっている。一方、贈与していない親の平均月収は33.4万円、生活費平均は24.5万円とそれほど大きな差は見られないが、貯金額平均を見ると贈与した親は2,339万円、贈与していない親は1,228万円と大きな開きが見える。また、贈与しなかった親の贈与しなかった理由（複数回答）について最も多かったのは「『自分は自分、子供は子供』お互いに自立していたいから」が43.0%だが、2位には「自分の資金に余裕がなかったから」が39.0%となっており、教育資金か住宅資金の違いはあるものの、保有金融資産の現在高が贈与の有無の大きな要因となっている可能性は高そうだ。従って、自らの老後の生活資金等のための金融資産を確保しつつ、数百万円単位の資金を孫に援助できる高齢者世帯の数は自ずと限られるものと考えられる。

3. 多い住宅・宅地資産

消費実態調査により高齢者の資産構成を見ると金融資産が約1/3、住宅・宅地資産が約2/3を占めている。すなわち、高齢者世帯の資産は金融資産より住宅・宅地資産の方が多いためである。金融資産は必要なときに必要な金額に分けて子・孫に贈与することが可能だが、住宅・宅地資産は売却などで換価しなければならず、分割することが難しく多くの場合は一括して売却せざるをえない。当然ながら、売却すると祖父母の住むところが無くなってしまふ。従って、住宅・宅地資産が子供の世代に移転するのは相続時まで待つ必要がある。

IV 早期世代間資産移転とリバース・モーゲージ

1. ずれる資産移転時期

高齢者世帯の資産が子・孫の世帯に必然的に移る時期がある。相続である。平均寿命が70歳前後の時代（1960年から1970年代）⁵、世代間の年齢差が30歳と仮定すると、親が70歳で死亡した場合、子供は40歳、孫は10歳ということになる。この場合、子供は親

⁵ 1960年の平均寿命は男65.32歳、女70.19歳、1970年の平均寿命は男69.31歳、女74.66歳。

の財産を相続し、孫のため学費として使うことが可能となる。しかし、2013年の平均寿命は男性で80.21歳、女性で86.61歳となっており、平均寿命は上昇傾向にある。仮に、母親が90歳で死亡し二次相続が発生するとした場合、子供の年齢は60歳、孫の年齢は30歳となる。国土交通省の推計では相続・贈与により宅地を取得した世帯主の平均年齢は年々上昇しており、2008年では62.6歳となっている。これらの例からもわかるように学費が一番かかる時に相続財産をあてにすることができないのだ。結婚資金や住宅取得資金は各人の都合によって時期は多様である。しかし教育資金は子供が生まれた時点で必要とする資金の額と時期がほぼ特定される。孫がお金を一番必要とする時期に、高齢者世帯の資産の多くを占める住宅・宅地資産が活用できない状況が多く生じているわけだ。もし、孫の学費が必要な時期に、相続資産が利用できれば孫等への教育資金の問題も解決に向かいそうだ。

2. リバース・モーゲージの活用

この住宅・宅地資産を孫が一番必要とするときに活用する方法として、リバース・モーゲージの利用が考えられないだろうか⁶。すなわち、リバース・モーゲージを利用して、将来相続で資産移転する住宅・土地資産を現時点で金融資産に転換し、転換した金融資産をお金が必要な現在に利用するというものだ⁷。特に、老親が離れて田舎に住んでおり、相続してもその住宅に相続人が住む予定のない場合には、相続時点で住宅が売却されるため、現在問題となっている空き家の対策としても有効であろう。リバース・モーゲージは債務を返済するために住宅・土地を売却するという表現が使われることがあるため誤解されやすいが、住宅・土地を売却して終わりではなく、家を売却して債務を返済した後に残額があればそのお金は当然に相続人に対して支払われる。2015年から相続税の改正がなされ、控除額の引き下げによってこれまで相続税の対象とならなかった人でも、課税対象となる可能性があるという。リバース・モーゲージを利用すると、債務の分は住宅の価値から引かれ、相続する資産価値が減少するので相続税対策としての効果も期待できよう。相続した時点で住宅・土地の処分を考えている場合には、その一部を前払いで受け取ると考えれば抵抗感が少なくなるのではないだろうか。

V リバース・モーゲージのラスト・リゾート効果

リバース・モーゲージが普及し、認知度や理解が進めば、実際にリバース・モーゲージを利用しなくても早期世代間資産移転が進む可能性がある。金融広報中央委員会の「家計の金融行動に関する世論調査（2014年）」によると、高齢者の金融資産の保有目的は、

⁶ リバース・モーゲージの詳細については、小島俊郎「我が国の本格的なリバース・モーゲージの普及に向けて」『野村資本市場クォータリー』2013年冬号参照のこと。

⁷ リバース・モーゲージの利用例として教育資金を紹介している銀行があるなど、現行でもリバース・モーゲージを教育資金で使用することを制限する金融機関はほとんどないとみている。

図表 4 金融資産の保有目的（金融資産保有世帯）

(単位: %)

	災病 害気 への不 備時 えの	こ ど も の 教 育 資 金	こ ど も の 結 婚 資 金	増 住 改 宅 業 の 取 得 の ま た は	老 後 の 生 活 資 金	購 耐 久 入 消 費 資 財 金	旅 行 、 レ ジ ヤ ー の 資 金	納 税 資 金	子 遺 孫 産 に と 残 し す て	し 金 と く に 融 け る 目 的 的 は な い 安 保 が 心 有 、	そ の 他	無 回 答
平均	64.0	30.2	6.2	12.1	67.8	13.8	12.5	5.4	7.3	21.1	4.0	0.4
20 歳代	61.2	73.5	2.0	40.8	18.4	12.2	16.3	2.0	6.1	24.5	2.0	0.0
30 歳代	53.2	68.4	2.6	24.2	37.7	18.7	14.5	3.2	2.9	20.0	3.2	0.6
40 歳代	52.3	67.6	6.7	12.2	51.0	19.5	11.1	5.5	1.9	17.6	4.0	0.4
50 歳代	63.9	31.3	11.7	10.3	72.0	15.9	10.5	4.7	5.6	18.6	3.3	0.4
60 歳代	69.1	4.1	7.0	11.0	84.0	10.7	14.8	6.0	10.3	23.5	4.4	0.6
70 歳以上	74.6	3.2	1.7	6.2	79.8	8.0	11.9	6.8	12.7	24.4	4.5	0.3

(注) 回答は3つまでの複数回答。

(出所) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査〔二人以上世帯調査〕(2014年)」より
野村資本市場研究所作成

「病気や不時の災害への備え」が60歳代で69.1%、70歳以上で74.6%、「老後の生活資金」が60歳代で84.0%、70歳以上で79.8%と他の年代に比べて高くなっており、いわゆる将来の不安等に対する備えが貯蓄の目的となっているといえる(図表4)。リバース・モーゲージが普及し、いざという時に住宅・宅地資産が容易にキャッシュに代えられる(いわゆるラスト・リゾートとして機能する)ことになれば、将来の不安が薄れる可能性が高くなり、将来の不安のための金融資産を子や孫の教育資金として使うことについての抵抗感が薄らいでいくだろう。筆者はリバース・モーゲージを利用した世代間資産移転よりもラスト・リゾートとしてリバース・モーゲージが機能することによる資金の世代間資産移転の方がより多くの効果を持っていると考えている。さらにラスト・リゾートとしての機能は、世代間資産移転による効果にとどまらず、消費等の増加を通じて経済の拡大に大きく寄与するだろう。

住宅資金や結婚資金とは異なり、教育資金は何時、幾らかかるか予見し易いこともあり、計画的な世代間資産移転を促す上でリバース・モーゲージは一定の役割を果たすものと考えており、リバース・モーゲージを取り扱っている金融機関はもっと教育資金等への利用について積極的に宣伝等をしてよいのでは無いだろうか。